

議会議案第3号

五島市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

上記議案を、会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年4月30日

提出者	五島市議会議員	相良尚彦
	同	宗藤人
	同	木口利光
	同	野茂勇司臣

(提案理由) 口述

五島市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、五島市議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長等の議員報酬の額の特例)

第2条 議長等の令和2年5月1日から同年8月31日までの間における議員報酬の月額、五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例(平成16年五島市条例第39号)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。